

## 平成28年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月20日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
副議長の選挙	7
副議長就任の挨拶	8
議会運営委員の選任	8
諸報告	8
管理者提出議案の上程及び説明	9
議案第7号の説明、質疑、討論、採決	11
議案第8号の説明、質疑、討論、採決	14
議案第9号の説明、質疑、討論、採決	15
議案第10号の説明、質疑、討論、採決	17
議案第11号の説明、質疑、討論、採決	18
議案第12号の質疑、討論、採決	19
議案第13号の説明、質疑、討論、採決	23
議案第14号の説明、採決	25
議会行政視察研修の実施について	26

閉会中の継続審査の件 .....	28
管理者挨拶 .....	28
閉 会 .....	28

埼玉中部環境保全組合告示第7号

平成28年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年10月13日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成28年10月20日（木）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1 議案第 7号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査会条例
- 2 議案第 8号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例
- 3 議案第 9号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する  
条例
- 4 議案第10号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改  
正する条例
- 5 議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を  
改正する条例
- 6 議案第12号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について
- 7 議案第13号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）
- 8 議案第14号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	橋 本	稔	議 員	2 番	金 澤	孝 太 郎	議 員
3 番	秋 谷	修	議 員	5 番	坂 本	晃	議 員
6 番	羽 鳥	健	議 員	7 番	渡 邊	良 太	議 員
8 番	松 島	修 一	議 員	9 番	金 子	眞 理 子	議 員
1 0 番	岸	昭 二	議 員	1 1 番	尾 崎	豊	議 員
1 2 番	荻 野	勇	議 員	1 3 番	杉 田	し の ぶ	議 員
1 4 番	小 林	周 三	議 員				

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成28年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

### ○議事日程 第1号

平成28年10月20日（木曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
  - 第2 議席の指定
  - 第3 会議録署名議員の指名
  - 第4 議会運営委員長の報告
  - 第5 会期の決定
  - 第6 副議長の選挙
  - 第7 議会運営委員の選任
  - 第8 諸報告
  - 第9 管理者提出議案の上程及び説明
  - 第10 議案第 7号の説明、質疑、討論、採決
  - 第11 議案第 8号の説明、質疑、討論、採決
  - 第12 議案第 9号の説明、質疑、討論、採決
  - 第13 議案第10号の説明、質疑、討論、採決
  - 第14 議案第11号の説明、質疑、討論、採決
  - 第15 議案第12号の質疑、討論、採決
  - 第16 議案第13号の説明、質疑、討論、採決
  - 第17 議案第14号の説明、採決
  - 第18 議会行政視察研修の実施について
  - 第19 閉会中の継続審査の件
- 閉 会

○出席議員（13名）

1番	橋本	稔	議員	2番	金澤	孝太郎	議員
3番	秋谷	修	議員	5番	坂本	晃	議員
6番	羽鳥	健	議員	7番	渡邊	良太	議員
8番	松島	修一	議員	9番	金子	真理子	議員
10番	岸	昭二	議員	11番	尾崎	豊	議員
12番	荻野	勇	議員	13番	杉田	しのぶ	議員
14番	小林	周三	議員				

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	現王園孝昭君
代表監査委員	中山敏雄君
会計管理者	小川福美君
事務局長	新井久夫君
総務課長	成井治久君

---

○職務のため出席した事務局職員

書記	矢嶋久雄
----	------

---

◎開会の宣告

(午前 9時06分)

○荻野 勇議長 皆さん、改めましておはようございます。ただいまから平成28年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○荻野 勇議長 これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○荻野 勇議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

---

◎議席の指定

○荻野 勇議長 日程第2、議席の指定を行います。

鴻巣市議会選出の議員1名が欠員となっておりますので、坂本晃議員が選出されました。このため議席の指定を行います。

5番の議席を坂本晃議員、6番の議席を羽鳥健議員に指定いたします。

それでは、坂本晃議員、自己紹介をお願いいたします。

○5番 坂本 晃議員 皆さん、おはようございます。鴻巣市議会より選出されました坂本晃でございます。中部環境のほうは初めてお世話になりますので、いろいろとこれから勉強させていただきますが、よろしくお願いいたします。住まいは川里地域でございます。よろしくお願いいたします。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○荻野 勇議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、1番、橋本稔議員、2番、金澤孝太郎議員、3番、秋谷修議員を指名いたします。

---

◎議会運営委員長の報告

○荻野 勇議長 日程第4、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願い

いたします。

尾崎議会運営委員長。

○尾崎 豊議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る10月13日午前9時30分から、当センターにおきまして、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程については順次説明を申し上げます。

日程第5、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第6、副議長の選挙。

日程第7、議会運営委員会委員の選任。

日程第8、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第9、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第10、議案第7号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査会条例。

日程第11、議案第8号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例。

日程第12、議案第9号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例。

日程第13、議案第10号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

日程第14、議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

日程第15、議案第12号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第16、議案第13号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第17、議案第14号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。

日程第18、議会行政視察研修の実施について。

日程第19、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第9、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第15、議案第12号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、中山代表監査委員より決算監査報告がございます。その後、休憩をとりまして全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程は以上であります。

その他、議会行政視察について、組合表彰についてなどの協議をいたしました。

また、平成28年の人事院勧告に基づき、期末手当等の改定が予定されています。

当組合の職員の給与関係は鴻巣市を準用しており、鴻巣市が11月25日に予定されております12月

議会で人事院勧告どおり改正されますと、組合職員の12月期末・勤勉手当は自動的に0.1月分引き上げとなります。当組合では、特別職及び議員の期末手当の率につきましては、職員と同様の率で推移してまいりました。しかしながら、特別職及び議員の期末手当の率の改正につきましては、構成市町の状況を鑑み、関連する条例を改正し、11月30日までに告示する必要がございます。

議会運営委員会としては、組合議会開会の時間がないことが認められますので、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることにやむを得ないと決定いたしました。

また、昼食につきましては、これまでどおり用意しないと決定させていただきました。

以上が10月13日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

---

#### ◎会期の決定

○荻野 勇議長 日程第5、会期の決定につきましては、尾崎議会運営委員長の報告のとおり、10月20日、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### ◎副議長の選挙

○荻野 勇議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名はございますか。

坂本議員。

○5番 坂本 晃議員 それでは、鴻巣市議会で金澤孝太郎議員を推薦したいと思いますが、よろしくお願いたします。

○荻野 勇議長 ただいま坂本晃議員より、鴻巣市議会選出の金澤孝太郎議員を副議長に推薦するとのご発言がございましたが、金澤孝太郎議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

よって、金澤孝太郎議員が副議長に当選となりました。

金澤孝太郎議員が議場にいらっしゃいますので、本席から埼玉中部環境保全組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎副議長就任の挨拶

○荻野 勇議長 ここで、副議長に当選されました金澤孝太郎議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

金澤議員。

○金澤孝太郎副議長 ただいま副議長にご指名いただきました鴻巣市議会の金澤でございます。

皆様のご同意をいただきまして、副議長という要職を拝命させていただきましたこと、感謝申し上げます。

議長を支え、当組合の議会運営が円滑に進むよう、全力を尽くす所存でございます。今後とも正副管理者を初め執行部の皆様、また議員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

---

#### ◎議会運営委員の選任

○荻野 勇議長 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

本日付で金澤孝太郎議員から議会運営委員を辞任したいとの申し入れがありました。埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第3条第2項の規定に基づき、鴻巣市議会から坂本晃議員が選出されておりますので、議会運営委員に選任いたします。

---

#### ◎諸報告

○荻野 勇議長 日程第8、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 本日ここに、平成28年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申しあげましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例会以降の事務の執行状況につきまして報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました、平成28年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ1万8,382.55トン、粗大ごみ599.33トン、合計1万8,981.88トン

であり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ134.73トンの増、粗大ごみ12.39トンの増、合計では147.12トン、0.78%の増でありました。他団体からは、大里広域市町村圏組合から2,461.54トン、小川地区衛生組合から50.74トンの可燃ごみを受託処理しております。なお、大里広域市町村圏組合は、12月までの受託予定となっております。また、小川地区衛生組合から、施設整備に伴い、再度ごみ処理の依頼がありましたので、10月10日から28日までの予定で受託しております。

次に、灰の処理につきましては、2,512.58トン全量をセメント原料として処理委託をしております。

また、排ガスのダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラム以下でございますが、1号炉、0.0068ナノグラム、2号炉、0.00018ナノグラム、3号炉、0.0069ナノグラムとなっており、それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果であります。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても、現在順調に点検作業が進んでおります。

また、修繕につきましては、破碎設備修繕など機械設備の老朽箇所の修繕を実施しております。

次に、昨年10月22日付で提訴されました「平成27年（行ウ）第37号 措置請求に対する住民訴訟」につきましては、本年7月5日に第5回弁論準備、9月9日に第6回弁論準備が行われており、次回、弁論準備は11月4日の予定となっております。

次に、第2期大間処分場につきましては、地元鴻巣市とともに今後の対応について、大宮国道事務所、埼玉県と調整をしているところであります。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○荻野 勇議長 管理者の諸報告が終わりました。

ここで、中山代表監査委員の入場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時21分

〔監査委員入場〕

---

再開 午前 9時23分

○荻野 勇議長 会議を再開いたします。

---

◎管理者提出議案の上程及び説明

○荻野 勇議長 日程第9、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第7号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査会条例、議案第8号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例、議案第9号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例、議案第10号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の4議案につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、規定の整備を行うものであります。

次に、議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、規定の整備を行うものであります。

次に、議案第12号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は8億3,157万5,861円で、予算現額に対し2,014万9,861円の増であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金4億9,610万2,000円、使用料及び手数料1億5,087万7,220円、諸収入1億719万9,750円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額7億9,848万5,729円、執行率98.41%であります。歳出の主なものは、総務費1億233万8,101円、衛生費6億9,117万866円であります。

以上、決算の概要を申し上げますが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

次に、議案第13号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,809万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,705万6,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰越金2,809万円の増額であります。歳出につきましては、議会費1万9,000円の増額、総務費、総務管理費、一般管理費55万9,000円の増額、財政調整基金費2,718万1,000円の増額、衛生費、清掃総務費33万1,000円の増額であります。

以上、議案第7号から議案第13号の7議案について、その概要を申し上げますが、細部につきましては事務局長に説明いたさせます。

また、議案第14号は人事案件であります。議案第14号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について、当組合の監査委員として北本市在住の矢島義幸氏を選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上8議案について、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○荻野 勇議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第12号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決

算監査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

中山代表監査委員。

○中山敏雄代表監査委員 皆様、おはようございます。紹介いただきました監査委員の中山でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議長さんからご指名をいただきましたので、代表監査委員といたしまして決算審査についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月18日に管理者から付されました平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、当組合議会から選出されております渡邊監査委員さんとともに審査をいたしました。その結果、決算書及び附属書類等につきましては、正確に作成されておりました。また、現金出納に伴います諸帳簿、関係書類等を照合いたしました結果、計数等には誤りはなく、その内容も適正に処理されておりましたので、ここにご報告を申し上げます。

なお、皆様方には、決算審査意見書が添付されております。なお、この末尾に、若干ではございますが、監査員として意見、お願い等が二、三点書いてありますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上で監査報告を終わりにいたします。

なお、まことに恐縮でございますが、私ごとでございますけれども、この4年間、監査委員としてお世話になりました。監査委員在任中、この施設を見学させていただきましたけれども、大変きれいに、本当に丁寧に使われておりました。ぜひ今後とも構成市町の住民の皆様のごみが安全で安心して処理できますことを切にお願い申し上げ、結びに当組合のますますのご発展をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、御礼かたがた監査の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時31分

〔監査委員退場〕

---

再開 午前10時09分

○荻野 勇議長 会議を再開いたします。

---

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第10、議案第7号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査会条例の一部を改正す

る条例について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 初めに、議案第7号から議案第10号までの4議案につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、構成市町では3月議会において関係条例の制定及び一部改正がなされておりますので、当組合におきましても同様の制定、改正を行うものであります。

それでは、議案第7号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査会条例につきまして、説明申し上げます。本条例は、このたびの行政不服審査法の改正により、組合が行った処分や審理手続についての妥当性をチェックする第三者機関の設置が義務づけられましたことから、その第三者機関の名称やその組織及び運営について定める条例を制定するものであります。

本条例は、第1条から第9条までとなっており、主な内容といたしましては、第2条で、審査会は、委員3名をもって組織し、審査会委員は公正な判断をすることができ、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから管理者が委嘱するとなっております。

第3条では、委員の任期を2年としております。

第6条では、委員の守秘義務規定を設けるとともに、第9条では、それに反した場合の罰則規定を規定しております。

また、表紙の裏面になりますが、附則におきまして、新たな委員の報酬を定めるため、埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に行政不服審査会の会長及び委員の日額報酬を加える改正を行うものであります。

なお、条例に罰則を定める際には、検察庁との事前協議をすることとなっており、鴻巣市3月議会の上程議案に倣い、組合条例案を3月から検察庁と事前協議を行ってまいりましたところ、6月16日付で検察庁の回答が得られましたので、今議会に上程するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 第2条の組織についてですけれども、吉見町の条例では審査会の委員は4人以内をもって組織するというふうになっているのですけれども、中部環境保全組合のほうで3人にした理由というのは何かあるのでしょうか、その理由を伺います。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 県央広域さんですとか、衛生組合さんなども3名ということで規定しておりますので、当組合でも近隣の関係する一部事務組合と合わせたということもございます。

それから、この審査会委員3名をどういう方を予定しているかと申しますと、情報公開の審査会委員さんに、ほかの団体、一組または市町村もそうなのですけれども、審査会委員さんに兼ねてやっていただくというような方向が話し合われております。そういったこともございまして、うちのほうの審査会委員3名ですので、3人という形で規定させていただいております。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 吉見町の場合、先ほど4名というふうに言いましたけれども、この吉見町の条例も鴻巣市さんもそうかと思うのですけれども、退席条項がありまして、例えば審査する案件が直接の利害関係にある場合、議事に加わることはできないという退席条項があります。こうしたことを想定して委員を4人以内というふうにしているというふうな説明を受けましたけれども、中部環境ではそのような心配はないのでしょうか。先ほど情報公開の審査委員の方々に行ってもらったということでしたけれども、不服審査ですので、行政全般にかかわる内容かというふうには思うのですが、そうした利害関係云々という部分については心配ないのかなのか。委員3名で対応できるのかなのか、その辺をもう一度伺います。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 不服審査ということですが、構成市町、市町村のように、ここで許可している権限というものが中部環境の場合は搬入許可ぐらいです。ですから、その件に関しての不服申し立てが仮にあるかないかという程度の許可権限しか持っておりませんので、その件に対しての対応としてはこの3名で十分対応できるというふうに考えております。

以上です。

〔「はい、了解しました」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第11、議案第8号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例について議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第8号 埼玉中部環境保全組合行政不服審査法関係手数料条例につきまして説明申し上げます。

行政不服審査法の規定に基づく手数料に関して必要な事項を定めた手数料条例を新たに制定するものであります。

本条例は、第1条から第7条までとなっており、行政不服審査法の規定に基づく手数料に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条で、手数料の額について裏面に別表としてございますが、審議委員あるいは審議委員等に提出された書類などを複写機などにより複写したものや、パソコンなどの電磁的記録に記録された事項を出力したものの交付につきましては、A3サイズまでの用紙1枚につき、白黒で10円、カラーで20円と手数料の額を定めるものであります。

第6条では、詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者の過料について定めているものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第12、議案第9号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第9号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、関係する4本の条例を一括して改正するもので、第1条で埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例、第2条で埼玉中部環境保全組合行政手続条例、第3条で埼玉中部環境保全組合情報公開条例、第4条で埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の各条例をそれぞれ改正するものであります。

初めに、第1条の埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例ですが、2枚めくっていただき、議案第9号資料—1と右肩に書いてあります新旧対照表をお願いいたします。主な改正内容といたしましては、不服申し立ての手続が審査請求に一元されましたことから、これに合わせて第6条、第7条、第8条、第11条につきましては、「不服申し立て」の文言を「審査請求」に改めるものであります。

また、第9条は、現状では「提出資料の閲覧」となっております見出しを「提出資料の写しの送

付等」に改め、第2項として提出された意見書の資料を審査請求人等に送付するとともに、第3項として送付または閲覧をさせる場合は、提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないなどの規定を設けるものであります。

次に、第2条の埼玉中部環境保全組合行政手続条例の一部を改正する条例ですが、先ほどの資料1の次に議案第9号資料—2、新旧対照表がございますので、お願いいたします。1枚めくったところです。第19条第2号第4項中「ことのある」を削り、第33条中、この条の次に「及び次条第2項」を加える字句の整備であります。

次に、議案第9号資料—3の新旧対照表をお願いいたします。次のページになります。第3条の埼玉中部環境保全組合情報公開条例の一部を改正する条例ですが、「不服申立て」という文言を「審査請求」という文言に、「決定」という文言を「裁決」という文言に改めるなど、文言及び字句の整理をしております。

また、第15条の2は、情報公開に関する審査請求については、審理員による審理手続を行わないこととするほか、第16条第1項第2号は、審査会に諮問しない場合の規定の文言を整理し、また同条第2項は、諮問する際は弁明書を添えることとする規定に改めるものであります。

次に、1枚めくっていただいて、第4条の埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例ですが、こちらも議案第9号資料—4の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この条例でも「不服申立て」という文言を「審査請求」という文言に、「決定」という文言を「裁決」という文言に、「とき。」という言葉「場合」という言葉に改める、そういった文言整理をしております。

第28条の2は、個人情報に関する審査請求については、審理員による審理手続を行わないこととするほか、第29条の各号は審査会に諮問しない場合の文言を整理し、最後のページになりますが、同条第1項は諮問する際は、弁明書を添えるものとする規定を新たに加えるものであります。

以上、4本の条例改正について説明をさせていただきましたが、いずれも行政不服審査法の改正に伴い、構成市町においても本年3月の議会で同様の改正がなされております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第13、議案第10号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第10号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

この資料裏面になりますが、新旧対照表をお願いいたします。議案第7号と同様に、行政不服審査法の改正に伴うもので、不服申し立ての手續が審査請求に一元化されましたことから、第5条第2項中の「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第14、議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面であります。新旧対照表をお願いいたします。第1条中の第28条第3項の次に「及び第4項」を加え、また効果の次に「並びに失職の特例」を加えたものであります。

第2条第1項中の「2名」を「2人」に改める、これは字句訂正であります。

次に、第4条につきましては、第2項を「休職期間中の給与については、別に条例で定める。」に改め、第3項を削除したものであります。

次に、第5条を第6条とし、失職の特例として第5条を加えるものであります。

新たな第5条は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言い渡しを受けた者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする旨を失職の特例として規定するものであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、鴻巣市では本年3月議会において条例改正がなされておりますので、当組合においても同様の改正を行うものであります。

以上です。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第15、議案第12号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、3点お伺いしたいと思います。

初めに、決算書の10ページになります。6款諸収入、2項受託事業収入です。ごみ処理受託事業収入として、それぞれ3団体からのごみ処理を受け入れておりますけれども、当初予算では坂戸市からの受け入れ1,400トン、大里広域市町村圏組合から1,600トン、合計3,000トンの受け入れをするというふうに説明を受けておりましたけれども、決算を見ますと小川地区衛生組合も含めて7割増となっております。当初よりもふえた理由と、また受け入れの時期はどれぐらいだったのかというのを1点目としてお伺いします。

次に、13ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。8節の報償費、訴訟事件弁護士謝金についてお伺いしますけれども、本定例会の管理者報告の中でも報告がございましたけれども、これまでも毎議会ごとに弁論の準備を行っている。第何回で行ったというような報告がこれまでもされております。その弁論準備の内容についてお伺いしたいというふうに思います。これ着金17万円支払っているということで、27年度も弁論準備されてきていると思うのですが、その内容について伺いたいと思います。

もう一点ですけれども、17ページになりますけれども、2目の塵芥処理費についてです。監査委員の報告の中にもありますように、塵芥処理費の需用費及び委託料が予算の中で大きな部分を占めているということで、最後の結びのところに書かれております。先ほどの説明では、入札によって不用額として上げられた金額は入札によって生じたものだというふうにありましたけれども、この入札の結果については公表しているのかどうか、その点をまず伺いたいと思います。

以上3点です。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、最初に増加の理由ですけれども、やはり当初予算では実際に依頼があったごみ量の8割とか9割と少な目に予算編成いたします。実際に持ってきた量が少なかった場合、歳入欠陥になることが怖いですから、若干少な目に見積もるというのもあります。それから、実際に受け入れをして、各団体から予定よりも多くお願いしたい。実際、増加のお願いが来てふえたというのが実情でございます。

また、受け入れ時期ですけれども、小川衛生については6月と10月に2回来ています。2回というのは2回にわたって数日間来ているということです。坂戸市は年間を通してやはり5月から3月まで来ております。そして、大里広域は8月からやはり3月ということで、ほぼ後半毎月持ってきているということになります。受け入れ時期については以上です。

また、謝金等弁論準備の内容ということでございますけれども、これまでの裁判についてももう一度ちょっと簡単に説明申し上げますと、平成27年6月1日に地元住民から住民監査請求が出されております。新しいごみ処理施設をこの禁止区域に建設するための支援をしているとして是正を求め、それから地元対策整備費用の支出のうち集落排水事業に対するものが違法だという視点で住民監査請求がされました。しかし、1年以上たってしまうという内容から、監査委員さんの審査を受けまして、必要な要件が具備していない不適合なものだということで却下されております。それを不服として27年10月23日付で今回の訴訟が提訴されました。当組合に対しては、集落排水事業に投入した19年から25年にわたっての当組合から吉見町に負担した合計2億円について中部環境は吉見町に請求しなさいというような内容の裁判であります。

弁論準備の内容なのですけれども、弁論準備は原告本人か代理人弁護士しか中に入れませんので、私たちは裁判所の廊下で待って、終わった後に弁護士さんからお話を聞くというような形になっています。それで、実は相手の請求の趣旨、裁判の請求の趣旨という大もとの部分がなかなか言い回しが適切でなかったりして、裁判官から相手方に対して是正、訂正の依頼が再三ありまして、なかなか請求の趣旨もまとまらないという状況が続きました。そういう中で、現在うちのほうに対して行われているのは、やはり監査請求が1年を過ぎているから無効というふうに却下されたけれども、それは吉見町と中部環境の会計が別会計であるために、確認がとれなかった。だから、1年を過ぎても監査請求をすることはできるのだという主張が現在一番新たな準備書面で当組合に届いている

内容でございます。つまり、監査請求は本来できるはずだという主張を現在原告がしているところ  
でございます。これについて、今後こちらがそれに対する反論を弁護士さんを通して行うという段  
階になっています。裁判の内容については、現状ではそういうふうなところです。

それから、入札の結果についてですけれども……

〔公表しているかしていないかだけでいいよ〕と言う人あり〕

○新井久夫事務局長 公表につきましては、公表しております。ですから、結果として聞きにすれば  
公表しているということです。

以上です。済みませんでした。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 初めのごみ受託事業収入の関係なのですけれども、増のお願いが来てふえ  
たと、そういうことではないかなと思いつつ質問したのですが、小川地区衛生組合は全体的に見  
ましても、量的にもそう多くはないのですが、一番多い大里広域市町村圏組合は、ちょっと調べま  
したところ、燃えるごみの中に発泡スチロールですとか卵のパックですとか、インスタント食品の  
器などのプラスチックごみが燃えるごみの中に入っているそうです。また、次に多い坂戸市におい  
ては、カセットテープやビデオテープなどのごみが燃やせるごみの中に入っていて、中部環境  
の分別とはちょっと違う、燃えるごみの内容が違うものが入っております。このようなごみを受け  
入れて、この施設で焼却をしているということ、ダイオキシンの発生等についてはどのように考え  
ておられるのか、問題はないのか、その点もう一度お伺いしたいと思います。

弁護士の訴訟事件の関係ですけれども、いつも毎回、先ほども言いましたけれども、管理者行政  
報告の中でご報告はいただいているのですが、その内容について、やはりもう少し、現状どのよう  
な形で進んでいるのか、ただ弁論準備ということだけでは、十分に私どももわかりませんので、そ  
うしたことも今後報告の中に入れていただくようお願いできるかどうか、その点をお伺いしたい  
と思います。

もう一点、入札の関係なのですけれども、結果を公表しているということで、事務局のほうに聞  
きに来ればということでしたけれども、例えば私が公表しているのかというふうには伺いましたのは、  
ホームページですとか、そういったものでいつでも見られるような形で公表なさっているのかどう  
なのか、その点をお伺いをもう一度したいと思うのですが、やはり入札制度を活用して少しでも安  
価な契約となるように節減に心がけてほしいというような監査委員からの意見も上げられておりま  
すので、それをチェックするのが私たちの役割だというふうに思いますので、やはり行けばもらえ  
る、公表してもらえというような形ではなくて、ホームページを私も見たのですけれども、ちょ  
っとわかりませんでしたので、ホームページ上等の公表をしていたら私の間違いなので申しわけな  
いのですけれども、現状しているかどうか、その点をもう一度お願いします。

○荻野 勇議長 新井管理者。

○新井保美管理者 2点目の弁論準備についての件でございますけれども、弁論準備というのは、いわゆる判決に直結するような内容の判断に入る前に、訴えている内容がどういう内容なのか、それから訴える内容が正確な内容であるかどうか、そういうふうなところを判断するための、要するに準備段階なのです。したがって、まだ内容に入ってきておりませんので、現在のところでは弁論準備ということで報告をするしかないのです。しかしながら、今後判決にかかわるような内容に入っ  
てまいりました段階になりましたらその辺については適切に報告をしてまいります。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 1点目のダイオキシンの発生などについて問題ないのかということですがけれども、先ほど管理者の諸報告でもありましたけれども、実際に受け入れている段階でのダイオキシン調査の結果でも基準を大きく下回り、今までと遜色のない良好な数値が出ておりますので、多少のそういった混入について、それが直結してダイオキシンの排ガスの濃度が急激に上がる、そのようなことは起きておりません。

それから、ホームページに現在公表しているのかということですがけれども、ホームページのほうにはしておりません。

以上です。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 中部環境のほうでもダイオキシン調査をしているということは、結果もいただいておりますので、承知はしているのですけれども、やはり対策工事等も行われていて、なお分別をしているというのは、それだけダイオキシンを発生させないという姿勢といたしますか、組合としての考えのもとに現在分別も継続している、中部環境センター内のごみはされているわけだと思いますので、やはり中部環境の単体のごみでは心配のないダイオキシン類の発生が他地域のごみを受け入れることによって生じるようなことがないように、やはり受け入れている地域に合わせて、先ほど調査を多くしているというお話でしたけれども、今後も受け入れる予定があるようですので、やはりそうした調査をしっかりと継続していただいて、そうした視点からも数値等も見ていただきたいと思いますというふうに思います。これは結構です。

2点目につきましては、先ほど管理者のほうからお話がありましたように、現在論点整理ということでこれまで報告を受けております。その内容について決算ということもありまして、確認の意味で質問させていただきましたけれども、今後動き等がございましたら、組合の議員等が十分承知していないということでは困りますので、ご報告をお願いしたいと思います。

最後に、入札の関係なのですが、ホームページのほうでは行っていないということなのですが、今後やはり委託料につきましては6件入札を行っているというようなお話も聞いておりますので、入札の公表について、やはりホームページに、私たち議員だけではなく、一般の方も含めて広く見られるような形で公表をしていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、窓口で渡

しているということなので、ホームページの公表もできないわけではないかなというふうに思うのですが、その点の見解について最後伺いたいと思います。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 入札の結果について、ホームページ等で公表してほしいということですが、今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○荻野 勇議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

---

### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第16、議案第13号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第13号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2,810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,705万6,000円といたしたいとするものであります。

詳細につきまして申し上げますので、5ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款繰越金、1節繰越金1,515万1,000円は、前年度繰越金確定によるものであります。

次に、6ページになりますが、歳出につきましては主に平成27年の人勸に伴う人件費の補正であります。人勸では給料表の一部改正、また地域手当及び期末・勤勉手当の率の改正がありましたが、鴻巣市の条例改正が本年3月議会であったことから、同組合の当初予算に反映させることができませんでした。このため地域手当の率、2%と期末・勤勉手当0.1月分の増額が必要であり、該当する科目の補正をいたしたいとするものであります。

1款議会費、1目議会費、3節職員手当等1万9,000円の増額、2款総務費、1目一般管理費、2節給料3万円を増額、3節職員手当等52万2,000円、この内訳ですが、特別職期末手当8,000円、一般職地域手当28万3,000円、期末手当6万8,000円、勤勉手当16万3,000円、19節負担金、補助及び交付金7,000円を増額しております。

2目財政調整基金費、25節積立金2,718万1,000円につきましては、歳入の増額分から歳出の人件費等を差し引いた額を財政調整基金に積み立てるものであります。財政調整基金残高は、今年度当初予算での取り崩し額が5,192万1,000円でありましたので、現在5,609万1,715円となっております。今回2,718万1,000円を補正いたしますと、残高は8,327万2,715円という見込みでございます。

3款衛生費、1目清掃総務費、2節給料1万4,000円の増額、3節職員手当等31万5,000円の内訳ですが、地域手当17万3,000円、期末手当4万1,000円、勤勉手当10万1,000円を増額、19節負担金、補助及び交付金2,000円を増額するものであります。

補正につきましては以上です。よろしく願い申し上げます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の説明、採決

○荻野 勇議長 日程第17、議案第14号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について議題といたします。

管理者より議案第14号の細部説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議案第14号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について、説明を申し上げます。

鴻巣市の中山俊雄氏に、平成24年10月から4年間にわたりお骨折りをいただきましたけれども、平成28年10月21日をもって任期満了となりますので、当組合監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めたいとするものでございます。

監査委員に、北本市の矢島義幸氏を選任いたしたいとするものでございます。住所は、北本市東間5丁目90番地、サンマンション北本1—803、昭和19年1月2日生まれの方であります。

昭和37年4月に東京国税局に入庁されまして、平成9年7月に関東信越国税局諏訪税務署長となられ、平成10年7月に関東信越国税局調査査察部調査管理課長、平成12年7月に関東信越国税局調査査察部長、平成13年7月に関東信越国税局新潟税務署長と要職を歴任され、平成14年7月に退職なされました。平成17年7月から北本市の監査委員となられております。

以上、矢島義幸氏の経歴の概要を申し上げさせていただきましたが、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 説明が終わりました。

本案につきましては、人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、矢島義幸氏の入場をお願いいたします。

[矢島義幸氏入場]

○荻野 勇議長 ただいま監査委員に選任されました矢島義幸氏から発言を求められておりますので、許可いたします。

○矢島義幸監査委員 ただいま入ってきて、いきなりの発言ということなので戸惑っておりますけれども、かつてから打診がありまして、監査の仕事をどうだということでお引き受けすることになりました。当組合のことについては、承知していないところが多いですけれども、これから勉強してお役に立てるようにやっていきたいと思っております。北本市の東間というところが住まいです。よろしく申し上げます。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

[矢島義幸氏退場]

---

#### ◎議会行政視察研修の実施について

○荻野 勇議長 日程第18、議会行政視察研修の実施について議題といたします。

視察内容について総務局長より説明をお願いいたします。

成井総務課長。

○成井治久総務課長 それでは、議会行政視察研修案につきましてご説明申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。1の期日ですが、平成28年11月7日の月曜日、8日の火曜日、1泊2日でございます。

2の視察先につきましては、1日目が岩手県、岩手中部広域行政組合の「岩手中部クリーンセンター」、2日目は福島県福島市の「あらかわクリーンセンター」でございます。

3の視察参加者は、組合議会議員13名、正副管理者3名、事務局2名の18名で予定をさせていただいております。

4の視察目的は、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることを目的とする。

5の視察日程ですが、集合場所は大宮駅新幹線南乗りかえ口、午前8時50分集合とさせていただいております。

次に、2ページをお願いいたします。行程につきましては、11月7日の集合場所が大宮駅新幹線南乗りかえ口、8時50分となっておりますので、北鴻巣駅8時13分、鴻巣駅8時22分、北本駅8時26分の電車に乗りますと、大宮駅8時46分に到着する予定でございます。参考までに、1本前の電車がございしますが、こちらは北鴻巣駅8時6分、鴻巣駅8時10分、北本駅が8時14分に乗りますと、大宮駅は8時33分ということで、13分早く到着できるということになります。

新幹線には9時14分発に乗車いたしまして、北上駅に11時46分に到着し、昼食をとりまして、視察先への移動はタクシーを予定いたしております。岩手中部クリーンセンターを13時15分から14時

50分まで視察予定であります。視察後、タクシーで北上駅に戻りまして、15時29分の新幹線で仙台駅に移動いたします。宿泊先は、仙台駅近くのホテルJALシティ仙台のビジネスホテルを予定いたしております。夕食につきましては、ホテル近辺で意見交換会ができるお店を現在選考中であります。

8日は、ホテルを8時にバスで出発し、東北自動車道を使用いたしまして、福島市のあらかわクリーンセンターを9時30分から11時まで視察予定であります。視察後、鶴ヶ城に移動しまして、昼食をとり、その後鶴ヶ城の見学を予定しております。行程どおりに郡山駅に到着できれば、帰りの新幹線までの間、約1時間の時間をとらせていただいておりますので、買い物等ができるのではないかと考えております。

そして、16時5分発の新幹線に乗りまして、大宮駅に16時58分到着、大宮駅からは解散となりますが、そのまま17時12分の高崎線に乗りましますと、北本駅には17時30分到着予定でございます。

次に、3ページをお願いいたします。視察先概要であります。7日の岩手中部クリーンセンターは、処理方式がストーカ炉、処理能力は182トン、91トンの炉が2炉で、この施設の特徴としては、焼却灰を施設内で水洗いをして、セメント資源化をしているとのことであります。発電能力は4,100キロワット、竣工は平成27年9月、事業費約93億円ということですが、非常に新しい施設でございます。また、岩手中部広域行政組合は、平成14年11月に9市町村の構成で設立され、その後、市町村合併により現在4市町の構成となっております。なお、このクリーンセンターでは、組合最初の施設ということでございます。

次に、8日のあらかわクリーンセンターですが、処理方式はストーカ炉、処理能力は220トン、110トンの炉が2炉です。灰溶融炉が設置されております。発電能力は5,100キロワット、余熱利用として老人福祉センターと高齢者福祉施設へ温水を供給しているとのことであります。竣工は平成20年8月、事業費約90億円ということでございます。この施設の特徴といたしましては、運営管理を20年間のDBO方式を採用しているとのことであります。また、平成21、22年度に旧センターの解体工事を実施しておりますので、解体のお話も参考になるかと思ひまして、今回計画をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 ただいま総務課長より視察内容について説明がありましたが、何か質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の規定

により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様全員のご参加をよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎閉会中の継続審査の件

○荻野 勇議長 日程第19、閉会中の継続審査の件について議題といたします。

尾崎議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。尾崎議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎管理者挨拶

○荻野 勇議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、原案のとおり可決、ご決定いただき、まことにありがとうございました。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転させていただいているところでございます。ごみの処理は一日たりとも休むことはできませんので、今後におきましても住民生活に支障を来すことのないよう、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいります。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げて、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○荻野 勇議長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○荻野 勇議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成28年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

なお、議会行政視察研修の通知につきましては、事務局から配付いたしますので、お願いいたします。

(午前11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年10月20日

議 長 荻 野 勇

署 名 議 員 橋 本 稔

署 名 議 員 金 澤 孝 太 郎

署 名 議 員 秋 谷 修